

サバゲーサークル 規約

第1条 本団体は、サバゲーサークルと称する

第2条 本団体は、サバイバルゲームをすることを目的とする。

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末決算を行うものとする。

第4条 会費は、とらないものとする。

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

1) 部長1名…本団体を代表する。

2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時は
その職務を代行する。

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の会議により決する。

第7条 本規約は、全構成員の会議により改廃される。

府則

この規約は、令和4年1月28日から施行する。